

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	奥田 俊介
論文題目	「教育」をめぐる冷戦 —ケネディ・ジョンソン政権の対東アフリカ教育援助・交流活動を例に—		
(論文内容の要旨)			
<p>本学位申請論文において申請者は、米国のケネディ、ジョンソン両政権が、「教育援助・交流活動」、すなわち留学生の受け入れや外国の大学への援助を通してソ連に対抗しようとした活動と、それがもたらした結果を、米国立公文書館や大統領図書館等に所蔵される一次史料を用いた実証歴史学的手法によって考察している。分析対象は、英領東アフリカ (ケニア・ウガンダ・タンザニア) の東アフリカ大学 (UEA) と、その傘下の3つのカレッジである。</p> <p>本学位申請論文は、序章と終章を含め、全8章から構成される。序章では、先行研究の整理とレビューを行い、従来の冷戦史研究が、主に東西対立に焦点を当てているのに対して、申請者は「東西冷戦」「西側同盟国外交」「政府と民間組織の協力関係」という3つの視角から、東アフリカにおける冷戦をより重層的に分析しようとしている点を強調した。</p> <p>第1章から第3章は、前史として、第二次世界大戦前から1950年代までの米国の教育援助を扱った。第1章では、対東アフリカ「教育援助・交流活動」の原型が、第二次大戦前に既に誕生していたことを、第一次大戦前のキューバ人教員の受け入れや中国人向け奨学金、また両大戦時に設置された戦時広報委員会や米州問題調整局の活動を例に挙げて明らかにした。さらに、戦間期には民間組織による対外教育交流が盛んになり、第二次大戦期には政府機関と民間組織の協力関係が見られたことも論証した。</p> <p>第2章では、トルーマン、アイゼンハワー両政権が、フルブライト法やスミス・ムント法などの法的基盤整備や広報外交機関の設置を通じて、平時の広報外交を確立し、「教育援助・交流活動」を対東アフリカ外交に組み込んだこと、また、アイゼンハワー政権末期には、広報外交活動の総括と今後への提案を記した「スプラッグ委員会報告書」が起草されたことを明らかにした。</p> <p>第3章では、まず、戦前から米国内の黒人教育に携わっていた民間財団が、1920年代から30年代にかけて、英国政府と連携してアフリカで調査や援助を実施していたことを取り上げ、英領東アフリカ植民地における教育制度の構築過程を解明した。次に、フォード財団の対東アフリカ教育援助計画の策定過程と内容を分析し、同財団と米国政府との間で、英領東アフリカの高等教育機関に対する支援活動が望ましいものであるという共通理解が醸成されていったと結論付けた。</p> <p>第4章から第6章は、本学位申請論文の中心的テーマであるケネディ、ジョンソン両政権期の活動に焦点を当てた。第4章では、ケネディ政権期の米国政府が、対東アフリカ援</p>			

助において英国のジュニア・パートナーとして動く意思を示し、フォード財団と目標を共有しながらUEAに対する援助を本格化させたことを明らかにした。また国際開発庁が民間組織と協力して、「アフリカ人学生奨学金プログラム」や「政治科学部プロジェクト」などを開始することで、活動が大きく拡大したと結論付けた。

第5章では、1966年までのジョンソン政権の活動を扱った。まず、英米両国の関心が東アフリカの安全保障や治安維持へと移る中で、米国は、英国のジュニア・パートナーとしての立場を堅持しようとしたことを論証した。「偉大な社会」政策を海外に拡大することを企図したジョンソン政権の下で、「アフリカ人大学院生奨学金プログラム」や「アメリカ史プロジェクト」が新設され、米国留学経験のあるアフリカ人がUEAの教員に採用されるなど、米国による開発援助の一環としての人材育成が成果を上げ始めたことを明らかにした。1966年には、「国際教育法」や、新たな対アフリカ外交方針を記した「コリー報告書」が作成され、同時にフォード財団も活動拡大を図ったが、米国機によるウガンダ領爆撃事件が引き金となったマケレレ・カレッジの学生らによる反米デモが、それまでの成果を台無しにしかねない状況を作ったと結論付けた。

第6章では、ジョンソン政権後期に焦点を当て、1967年以降、米国政府とフォード財団が共に活動規模を縮小させた理由が、従来の「ベトナム戦争原因論」に留まらず、対アフリカ経済・軍事援助の増加や、CIAの秘密資金援助をめぐるスキャンダル、また予算をめぐる米国政府とフォード財団との摩擦などにも起因したことを論証した。それでも、マケレレ・カレッジ政治科学部で米国の研究手法が取り入れられたことや、アメリカ史がカリキュラムに組み込まれたこと、米国で学位を取得したアフリカ人大学教員が増えたことなど、米国の活動は一定の成功を収めたと結論付けた。しかしながら、戦前から構築されてきた東アフリカにおける英国の学術的な優位性を覆すには至らず、またアフリカ全土で社会主義思想が拡大する等、米国の援助活動には限界があったことも指摘した。

終章では、各章の内容をまとめ、「第三世界の大学」という冷戦史における新たなアクターの重要性を指摘するとともに、「教育援助・交流活動」をめぐる「教育冷戦史」の研究可能性を提示した。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文において申請者は、国内外の先行研究でほとんど扱われてこなかった、米国のケネディ、ジョンソン両政権における、対東アフリカ「教育援助・交流活動」を分析対象として取り上げている。冷戦を背景として、米国政府が、留学生の受け入れや外国の大学への援助を通して、いかにソ連に対抗しようとしたか、また政府とフォード財団などの民間財団の間にいかなる協力関係や緊張関係が存在したのかを、英米の公文書館や大統領図書館等に所蔵される一次史料を用いた実証歴史学的手法によって丹念に考察しているところに、本論文の独自性がある。

従来冷戦史研究が、主として東西対立の視点のみから行われてきたのに対して、本論文では「東西冷戦」「西側同盟国外交」「政府と民間組織の協力関係」という複合的な視点から、東アフリカにおける冷戦をより多角的に分析しようとしている。特に冷戦期の政府と民間組織の関係にかんする研究は、近年になって英語圏を中心に多くの成果が出始めているものの、東アフリカへの高等教育援助を事例として、この問題を正面から論じた研究は他に類を見ない。この点においても、本論文の高い学術的貢献が認められる。

本論文が中心的に扱う時代は、1960年代のケネディおよびジョンソン政権期であるが、申請者は第1章から第3章において、その前史として第二次世界大戦前からの英米による対東アフリカ援助について、丁寧に論述している。これにより、冷戦期米国の教育援助政策を、冷戦の枠組みの中に閉じられた事象として扱うのではなく、歴史的にも地理的にも相対化することに成功している。例えば、第一次大戦前のキューバ人教員受け入れ政策や、米国の民間財団と英国政府が協力して対アフリカ援助に取り組んだ事例、またトルーマン政権やアイゼンハワー政権による教育援助政策など、そこで扱われる事例は多岐にわたる。申請者は、関連分野の先行研究を幅広く網羅するとともに一次史料も熱心に渉猟しており、研究者としての力量を発揮している。

第4章から第6章では、本論文の中心的テーマであるケネディ、ジョンソン両政権期の対東アフリカ教育援助活動に焦点が当てられている。英米の外交文書や民間財団の文書を中心とした、緻密な一次史料調査による史実の掘り起こしの上に、米国政府と民間財団による対東アフリカ教育援助の経時的変化とその背景が解明されている。また、現地知識人や学生の反応についても、言語の壁と史資料へのアクセス困難という限界はあるものの、入手可能な英語資料に基づいて出来る限り目配りしようとしている。結果として、申請者は、ソ連に対抗して東アフリカでの影響力拡大を目指す米国の意図が一定の成果を収めた部分と、限界があった部分とを、丁寧に書き分けている。例えば、マケレレ・カレッジの政治科学部で米国式の研究手法が取り入れられたことや、アメリカ史の課程がカリキュラムに組み込まれたこと、米国で学位を取得し

たアフリカ人教員が増加したことなどは、米国にとっての成果として挙げられている。しかしながら、英国の「ジュニア・パートナー」に終始した米国は、東アフリカにおける英国の学術的な優位性を覆すには至らず、また現地における社会主義思想の拡大を止めることもできなかったという。このように、米国の政策について成功と失敗の両面を含むニュアンスに富んだ結論を導き出しているところに、本論文の優れた特徴が認められる。

ただし、前半で提示した帝国や広報外交といった概念が、必ずしも後半まで首尾一貫して論じられておらず、またアフリカ現地からの視点が弱いという難点も認められる。さらに、教育援助政策をより幅広い米国外交全体の中に位置づけることも必要である。しかしながら、それらは本論文の優れた論旨を傷つけるものではない。

結果的に、本論文は、「第三世界の大学」という、冷戦史研究においてこれまで注目されてこなかったアクターの重要性を際立たせることに成功しており、「教育冷戦史」という冷戦史の新たなサブフィールドの可能性をも提示している。また、従来の研究では国内政策として論じられてきたジョンソン政権の「偉大な社会」を、対外援助の文脈で見直したという点で、ジョンソン政権の再評価を促すものでもある。これらの独自性と斬新さ、そして、それを裏付ける緻密な史料調査は、本論文の学術的水準の高さを示している。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年6月19日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降